

八戸市環境教育等に係る体験の機会の場の 認定申請の手引き

(環境教育等促進法第20条に基づく認定制度)

令和4年2月
八戸市

目次

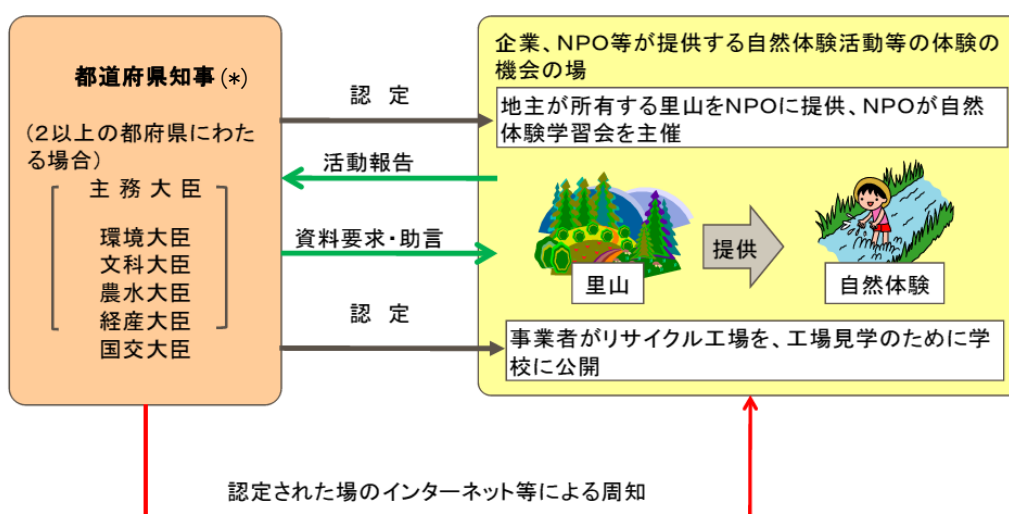
1	はじめに	1
2	認定の要件	1
3	認定の申請の手順	2
4	認定の申請に係る提出書類	3
	別表（申請又は更新の申請に添付する書類）	3
5	通知等	5
6	認定体験の機会の場合に係る周知等	5
7	変更等の届出	5
8	認定の更新	5
9	運営の状況の報告	6
10	認定の取消し	6
11	手続きの主な流れ	7
12	問い合わせ及び申請書等提出先	7
13	八戸市環境教育等に係る体験の機会の場合の認定に関する事務処理 要綱	8
14	関係様式集	15
	(1) 申請者チェック表（別添）	16
	(2) 認定申請書（様式第7）	19
	(3) 変更届出書（様式第8）	20
	(4) 廃止届出書（様式第9）	21
	(5) 更新申請書（様式第10）	22
	(6) 別紙1～別紙10	23

1 はじめに

環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条に基づき、土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する国民、民間団体等が、その土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場合に、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が法で定められた要件のいずれにも適合している旨の市長の認定を受けることができる制度です。

この手引きは、本制度の申請等を行うに当たっての必要な手続きについて記載するものです。

<制度概要図>



(*) 政令市・中核市にあつては、各市長

2 認定の要件

認定を受けるためには、申請事業の内容が、以下の要件を満たしていることが必要となります。

(1) 申請事業が国の基本方針に照らして適切なものであること。

事業の内容が、基本方針の2の(2)の⑥「体験の機会の場の認定」に沿っていることのほか、基本方針の1の(3)「取組の方向性の基本的な方向」に記す内容に反していないこと、その他基本方針全体に照らして適切なものであることが必要となります。

(2) 申請事業において環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。

体験の機会の場で行う事業の参加者が、環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、当該体験の機会の場において、地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施し、参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた経験をする機会を提供する必要があります。

(3) 申請事業について適切な計画が定められていること。

体験の機会の場で行う事業が確実に実施されることが望ましいため、事業の計画性が必要となります。

(4) 申請事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。

安全確保のための計画やマニュアル等の作成、スタッフへの事前講習等の実施、危険箇所の表示、参加者に対する危険箇所の周知などが必要になります。

(5) 申請事業が特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと。

体験の機会の場で行う事業の円滑な実施のために必要な場合等の正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、当該事業の参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行わないことが必要です。

(6) 申請事業が利益の分配その他営利を主たる目的とするものではないこと。

体験の機会の場の提供に係る事業への参加費用等による事業収益を株主に配当する場合等は、認定の対象外になります。ただし、当該事業自体が営利を主たる目的とするものではない場合に認定対象とするもので、当該事業の実施主体又は申請に係る土地又は建物の所有権等を有する者が、株式会社等の営利団体であることのみをもって認定対象から外れるものではありません。

(7) 申請事業がこれに1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。

(8) 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。

土地又は建物に関して危険がある場合の危険回避のための措置のほか、定期的な清掃や、付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等について、計画を整備する必要があります。

※認定の申請ができない者

次のいずれかに該当する方は、認定の申請をすることができません。

- ① 体験の機会の場の認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ② 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに①に該当する者があるもの
- ③ 八戸市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号に該当する者

3 認定の申請の手順

申請者は、本手引きを参照の上、必要な申請書類を作成し、八戸市環境部環境政策課まで提出してください。なお、申請を考えている方は、申請手続きを円滑に行うため、事前に御相談ください。

申請書を受理した後、審査を行います。審査では、申請内容が認定の要件を満たすものであるかについて確認するとともに、必要に応じて現地調査も行います。

4 認定の申請に係る提出書類

申請者は、別添の「申請者チェック表」に必要な事項を記入して、体験の機会の場の認定申請書（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。）様式第7）及び別表に掲げる添付書類と共に提出してください。

別表（申請又は更新の申請に添付する書類）

No.	添付書類	説明
1	申請者が個人である場合は、その住民票の写し	○発行日が申請日前6か月以内のもの
2	申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	○NPO法人、株式会社、社団法人等の定款のある場合は、定款及び登記事項証明書（登記事項証明書については申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの） ○財団法人の場合は、定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（登記事項証明書については申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの） ○法人格を持たない任意の団体の場合は、団体に関する基本的な事項が記載されているもので次に掲げる事項を含むもの ・団体名 ・団体の連絡先（電話番号、住所等） ・代表者の氏名及び住所等 ・団体の目的 ・団体が実施している事業や活動等の概要 ・役員がいる場合は、役員に関する事項 ・当該書類の作成日、改訂日等
3	申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面	○欠格事項に該当しない旨の申出書（別紙1）
4	申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類	○次に掲げる事項を含む書類（別紙2） ・直前の事業年度に行ってきた事業の内容 ・事業を行った場所、所要時間、実施回数 ・事業の対象者、参加者数 ※事業として複数の種類のプログラム等を実施している場合は、それぞれの種類ごとに記載する。
5	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	○事業計画書については次に掲げる事項を含む書類（別紙3） ・事業の内容、事業を行う場所、所要時間、実施回数、事業の対象者 ・参加定員数、参加費用 ※事業として複数の種類のプログラム等を実施

		<p>している場合は、それぞれの種類ごとに記載する。</p> <p>○収支予算書については、申請に係る事業の収支予算書とし、次に掲げる事項を含む書類（別紙4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入の見込み（参加費等による収入、助成金等） ・支出の見込み（講師謝金、場所代、人件費、庶務経費等）
6	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類	○安全確保を図るための措置について（別紙5）
7	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	○従事者に関する事項（別紙6）
8	認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	○事業計画書（別紙3）内に記載
9	認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	<p>○当該地の土地公図（申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの）</p> <p>○当該地及び建物の登記事項証明書（申請日前6か月以内に法務局で発行されたもの）</p> <p>○申請者が当該地又は当該建物の所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類の写し</p>
10	認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	<p>○実施者の同意書（別紙7）</p> <p>※ただし、申請者が環境教育等を実施しておらず、土地所有者である場合のみ必要</p>
11	その他参考となるべき事項を記載した書類	<p>○申請者が暴力団等と関わりを持たないことについての誓約書（別紙8）</p> <p>○その他審査のために必要な書類</p>

5 通知等

(1) 認定の通知等

審査後、認定が認められる場合は、その旨申請者に認定通知を交付します。また、事業の内容が認定の要件に適合しない場合は、その理由を示して、その旨を申請者に通知します。

(2) 認定の有効期間

「認定の日から起算して5年」です。ただし、体験の機会のある場で行う事業のために当該体験の機会のある場を提供する期間が5年に満たない場合は、その期間となります。

6 認定体験の機会のある場に係る周知等

体験の機会のある場の認定を受けた民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、当該土地又は建物が認定体験の機会のある場であることを表示することができます。また、市ではインターネットなどの方法により、その周知に努めます。

7 変更等の届出

(1) 申請書に記載した事項を変更したとき

認定を受けた体験の機会のある場について、申請書に記載した事項等（①～④に掲げる事項）を変更したときは、認定体験の機会のある場変更届（省令様式第8号）に、申請時に提出した書類のうち修正又は差替えが必要となる書類を添付して、遅滞なく、その旨届け出てください。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- ② 体験の機会のある場の名称及び所在地
- ③ 事業の内容
- ④ その他主務省令で定める事項

(2) 提供を行わなくなったとき

認定を受けた体験の機会のある場について、その提供を行わなくなったときは、認定体験の機会のある場廃止届出書（省令様式第9号）により、遅滞なく、その旨届け出てください。

8 認定の更新

認定の有効期間の更新を受けようとするときは、認定体験の機会のある場更新申請書（省令様式第10号）に別表（3～4ページ参照）に掲げる書類を添付し、有効期間が満了する日の30日前までに提出してください。

9 運営の状況の報告

認定民間団体等は、当該事業年度の事業終了後3か月（法第20条第8項の規定により体験の機会の場の提供を行わなくなったとき、又は法第20条の6の規定により認定を取り消されたときは、当該日から起算して3ヶ月）以内に事業実施状況報告書（別紙9）に前年度の事業計画書（別紙3）を添付し、前年度の事業の実施状況等を報告してください。

また、認定民間団体等は、体験の機会の場で行う事業において事故や問題が生じた場合は、認定体験の機会の場事故等報告書（別紙10）により速やかに報告してください。

10 認定の取消し

次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消す場合があります。

- ① 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、認定の要件に適合しなくなったとき。
- ② 認定民間団体等が、必要な届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ③ 認定民間団体等が、必要な報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合
- ④ 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けた場合

11 手続きの主な流れ

	申請者	市
新規申請・審査	1 申請書等の提出 ※申請書（省令様式第7）に別表第1（3～4ページ参照）の書類を添付	2 申請の受付
		3 書類審査等の実施 ※必要に応じて現地調査を実施 ※市教育委員会へ協議
		4 認定結果の通知 ※認定の場合、認定通知を交付（原則として有効期間5年）
報告	○状況報告書等の提出 ※毎事業年度の事業終了後3か月以内に別紙9により報告 ○事故等報告書の提出 ※事故や問題が生じた場合は、別紙10により速やかに報告	報告書受理
変更・廃止	変更及び廃止の届出 ※変更届出書（省令様式第8）に別表第2（5ページ参照）の関係書類を添付 ※廃止届出書（省令様式第9）に認定通知を添付 ※届出事由発生の日から遅滞なく届出	届出書受理
更新	1 更新申請書等の提出 ※有効期間満了日から30日前までに提出 ※更新申請書（省令様式第10）に別表第1（3～4ページ参照）の書類を添付	2 更新申請の受付
		3 書類審査等の実施 ※必要に応じて現地調査を実施 ※市教育委員会へ協議
		4 認定結果の通知 ※更新の場合、認定通知を交付（原則として有効期間5年）

12 問い合わせ及び申請書等提出先

八戸市環境部環境政策課 環境政策推進グループ

〒031-0801 八戸市江陽三丁目1-111（下水道事務所3階）

電話 0178-43-9265 FAX 0178-47-0722

八戸市ホームページー環境教育等に係る体験の機会の際の認定についてー

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/gomi_kankyo_pet/2/3814.html

八戸市環境教育等に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づく環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）の認定事務について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 体験の機会の場の認定の申請を行うことができる者は、土地又は建物（当該土地又は建物の全てが八戸市内に所在している場合に限る。）の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

(1) 法第20条第4項に規定する者

(2) 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第1号又は第2号に該当する者

(現地調査)

第3条 市長は、法第20条第3項の認定に係る申請書の提出を受けたときは、同条第1項各号に掲げる要件への適合性の審査に当たり必要な現地調査を、その職員にさせることができる。

(認定等の通知)

第4条 法第20条第6項の通知は、体験の機会の場認定通知書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 法第20条第7項の通知は、体験の機会の場不認定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(変更等の届出)

第5条 法第20条第8項の規定による変更の届出に当たり、省令第9条第2項各号に掲げる書類のうち当該届出に伴い修正又は差替えが必要となる書類がある場合は、当該書類を添付するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 法第20条の2第1項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年とする。ただし、体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間が5年に満たない場合は、その期間とする。

(認定の更新)

第7条 法第20条の2第2項の有効期間の更新は、原則として有効期間の満了日の30日前までに申請しなければならない。

2 市長は、法第20条の2第2項の規定による有効期間の更新の申請を受けたときは、認定の申請を受けたときの審査に準じて審査を行い、有効期間の更新が適当と認めるときは体験の機会の場合認定更新決定通知書（別記第3号様式）により、有効期間の更新が不適当と認めるときは体験の機会の場合認定不更新決定通知書（別記第4号様式）により、それぞれ通知するものとする。

3 有効期間の更新には、第3条、第4条及び前条の規定を準用する。

(運営状況の報告)

第8条 法第20条の4第1項の規定による報告は、毎年、体験の機会の場合の認定を受けた民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）の事業年度ごとに認定に係る体験の機会の場合で行う事業の実施状況について、原則として年度終了の日（法第20条第8項の規定により体験の機会の場合の提供を行わなくなったとき、又は法第20条の6の規定により認定を取り消されたときは、当該日）から起算して3ヶ月以内に市長に報告するものとする。

2 省令第12条第2項の規定に基づき市長が定める期間は、事業の態様その他の事情を勘案して、別に定める。

(事故等の報告)

第9条 認定民間団体等は、提供する体験の機会の場合において事業の参加者及び実施者に事故等が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 法第20条の6第2項の規定による通知は、体験の機会の場合認定取消通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、体験の機会の場合の認定について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

別記

第1号様式（第4条関係）

八環政第 号
年 月 日

（申請者氏名） 様

八戸市長 印

体験の機会の場認定通知書

年 月 日付けで申請のあった体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第6項の規定に基づき次のとおり認定します。

1 体験の機会の場の名称及び所在地	
2 体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
3 有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

<留意事項>

- 1 認定に係る体験の機会の場で行う事業について、実施団体等の年度終了ごとに当該年度の実施状況及び当該事業に係る収支決算の報告を行うこと。（団体等の事業年度終了後3ヶ月以内。）
- 2 上記認定内容を変更したとき、又は体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、変更及び提供を行わなくなった日から起算して30日以内に八戸市長あてにその旨を届け出ること。

（申請者氏名） 様

八戸市長 印

体験の機会の場合不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった体験の機会の場合について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第7項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる要件に適合しないことを通知します。

記

1 体験の機会の場合の名称及び所在地	
2 理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八戸市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、八戸市を被告として（八戸市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求又は処分取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求又は処分取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

八環政第 号
年 月 日

（申請者氏名） 様

八戸市長 印

体験の機会場の認定更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった体験の機会場の認定の更新について、八戸市環境教育等に係る体験の機会場の認定に関する事務処理要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり認定します。

1 申請者氏名又は名称及び住所（法人その他の団体の場合は代表者氏名）	
2 体験の機会場の名称及び所在地	
3 体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
4 有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

<留意事項>

- 1 認定に係る体験の機会場で行う事業について、実施団体等の年度終了ごとに当該年度の実施状況及び当該事業に係る収支決算の報告を行うこと。（団体等の事業年度終了後3ヶ月以内。）
- 2 上記認定内容を変更したとき、又は体験の機会場の提供を行わなくなったときは、変更及び提供を行わなくなった日から起算して30日以内に八戸市長あてにその旨を申し出ること。

（申請者氏名） 様

八戸市長 印

体験の機会場の認定不更新通知書

年 月 日付けで申請のあった体験の機会場の認定の更新について、八戸市環境教育等に係る体験の機会場の認定に関する事務処理要綱第7条第2項の規定に基づき、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第1項各号に掲げる要件に適合しないことを通知します。

記

1 体験の機会場の名称及び所在地	
2 理由	

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八戸市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、八戸市を被告として（八戸市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

（申請者氏名） 様

八戸市長 印

体験の機会の場の認定取消通知書

年 月 日付けで認定した体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

1 体験の機会の場の名称及び所在地	
2 取消日	年 月 日
3 取消しの理由	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八戸市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、八戸市を被告として（八戸市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求又は処分取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求又は処分取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

14 関係様式集

- (1) 申請者チェック表（別添）
- (2) 認定申請書（省令様式第7）
- (3) 変更届出書（省令様式第8）
- (4) 廃止届出書（省令様式第9）
- (5) 更新申請書（省令様式第10）
- (6) 別紙1～別紙10

申請者チェック表
(申請者チェック欄に○を付ける。)

申請者			
体験の機会の場の名称			
住所			
担当者名			
電話		F A X	
e-mail			

(ここに記載されている個人情報、登録の前後において、体験の機会の場の認定事業に係る事務に関する連絡を行う際に利用するものです。)

施行規則	チェック番号	チェック項目	申請者チェック欄	受付担当チェック欄
9条1項		申請書		
	1	※の欄(整理番号欄)への記入はないか。		
	2	A4用紙を使用しているか。		
	3	その他必要事項が記入されているか。		
9条2項1号	4	(個人の場合) 住民票の写し(発行日から6か月以内のもの。)		
9条2項2号	5	(法人その他の団体の場合) 株式会社、社団法人、NPO法人等については、定款及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。)		
	6	財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。)		
	7	その他団体については、団体規約等(団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。)		
9条2項3号	8	法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面(別紙1関係) 別紙1と同様の内容が記載されているか。		
	9	その他必要事項が記入されているか。		
9条2項4号		直前の事業年度の事業の実績を記載した書類(別紙2関係)		
	10	該当事業年度分の記載があるか。		
	11	事業の内容が記載されているか。		
	12	事業の参加者数が記載されているか。		
	13	事業の対象者が記載されているか。		
14	事業が行われた場所、所要時間、実施回数が記載されているか。			
9条2項5号	15	事業計画書(別紙3関係) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
	16	事業の内容が記載されているか。		

9条 2項 8号	17	事業を行う場所、所要時間、実施回数、事業の対象者、参加定員数、参加費用が記入されているか。		
		収支予算書（別紙4関係）		
	18	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
	19 20	収入の項目及び額、支出の項目及び額が記載されているか。 (収入) > (支出) の場合の余剰金の使途について記載されているか。		
9条 2項 6号	21	施行規則第9条第2項第6号の規定の内容について説明した書類（別紙5関係）		
		項目ごとにチェック、記載がされているか。		
9条 2項 7号	22	知識及び経験について説明した書面（別紙6関係）		
		体験の機会の場合で行う事業に従事する者の氏名、役割、知識及び経験に関する説明が記載されているか。		
9条 2項 9号	23	登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。当該土地若しくは建物の所有者でない場合は、当該土地若しくは建物に係る賃貸借契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し。）		
9条 2項 10号	24 25	（体験の機会の場合で事業を実施していない土地又は建物の所有者の場合） 事業実施者の同意書（別紙7関係）		
		別紙7と同様の内容が記載されているか。		
		その他必要事項が記入されているか。		

認定基準等適合自己チェック

法律 施行規則	登録基準	申請者チェック欄
法 20 条 1 項 1 号	基本方針に照らして適切なものであること。	
規則 8 条 1 項 1 号	<p>環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施している。 ・参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をする機会を提供している。 	
2 号	<p>適切な計画が定められていること。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に計画性があり、体験の機会の場で行う事業が確実に実施される見込みがある。 	
3 号	<p>認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応（連絡体制等を含む）が定められている。 ・スタッフへの事前講習が行われている。 ・安全確保のためのマニュアルを作成している、又は今後作成を予定している。 	
4 号	<p>特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正当な事由を除き、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行っていない。 	
5 号	<p>利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業への参加費用等による事業収益を株主に配当するなどしていない。 	
6 号	<p>認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に一年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。</p>	
2 項	<p>認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。</p> <p>【具体的な留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地や建物について、危険回避のための安全対策がとられている。 ・施設等の保守管理、メンテナンスが行われている。 ・付属設備、備品等の保守管理、メンテナンスが行われている。 	

様式第7（第9条関係）

体験の機会の場の認定申請書

※整理番号

年 月 日

（あて先）八戸市長

氏名
申請者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8（第10条関係）

認定体験の機会の場合変更届出書

整理番号	
------	--

年 月 日

（あて先）八戸市長

氏名
届出者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の名		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		年 月 日
変更の理由		

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「体験の機会の名」には、変更前の名称を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（第10条関係）

認定体験の機会の場合廃止届出書	
整理番号	
年 月 日	
（あて先）八戸市長	
届出者	氏名
	住所
認定体験の機会の場合を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。	
体験の機会の場合の名称	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 10 (第 11 条関係)

認定体験の機会場の更新申請書

整理番号

年 月 日

(あて先) 八戸市長

申請者 氏名
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会場の名称及び所在地					
体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容					
体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲					
認定の申請に係る事業のために体験の機会場を提供する期間	年	月	日から	月	日まで

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

欠格事項に該当しない旨の申出書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

氏名
申請者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則第 9 条第 2 項第 3 号に基づき、下記のとおり説明します。

記

申請者は (※)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 4 項各号に規定する欠格条項には該当していません。

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

事業の内容	事業の目的等についてなるべく詳細に記述する。			
	参加者数	○人		
年度	事業の対象者	どのような者を対象とした事業かを記述する。 (例えば「18歳以上」)		
	事業の場所	屋内 (○○事務所内) 屋外 (○○公園)		
	体験の機会について	体験活動のプログラムの内容	「体験プログラム等の名称・タイトル」 体験の内容について詳細記載する。	
		所要時間	(記入例) ○○時間	
		指導者名	○○○○	
年度	参加者数			
	事業の対象者			
	事業の場所			
	体験の機会について	体験活動のプログラムの内容		
		所要時間		
指導者名				

(裏面に続く)

年度	参加者数			
	事業の対象者			
	事業の場所			
	体験の機会について	体験活動のプログラムの内容		
		所要時間		
		指導者名		

備考

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

〇〇年度事業計画書

体験の機会 について	体験活動のプログラムの内容	所要時間	指導者名	参加定員数	参加費用
	「体験プログラム等の名称・タイトル」 体験の内容について詳細に記載する。	〇時間	〇〇〇〇	〇〇名	〇〇円
	(記載例) 「〇〇〇〇〇」 〇〇・・・	〇〇分	▲▲▲▲ (〇〇〇〇 の指導の下 にプログラ ムを実施)		

年 間 計 画	
月 日	実 施 事 項
〇月	〇〇〇
×月	×××

備考

- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

〇〇年度収支予算書

収 入 (※1)		支 出 (※2)	
項 目	収入額	項 目	支出額
合計A		合計B	

A > B の場合の 剰余金の使途について (※3)	
----------------------------------	--

備考

- ※1 参加費等による収入、助成金等を記載する。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載する。
- ※2 講師謝金、場所代、庶務費等、本事業を実施する為にかかる費用を記載する。
- ※3 収入が支出を上回った場合の使途について記載する。例えば、「次年度の事業への繰り越し」、「〇〇購入のために積み立てる」などと記載する。A = B 及び A < B の場合は、記載不要。

安全確保を図るための措置について

区 分	措 置 の 概 要	
安全管理責任者	(職・氏名)	
安全管理体制の概要	<緊急時の対応方法>	
計画及びマニュアル	(計画) あり ・ なし	
	(なしの場合は、今後の策定予定(時期、内容等)を記入)	
	(マニュアル) あり ・ なし	
	(なしの場合は、今後の策定予定(時期、内容等)を記入)	
スタッフへの事前講習の実施	(スタッフへの事前講習) 実施あり ・ 実施なし	
	(ありの場合はその内容、なしの場合は今後の実施予定(時期、内容)を記入)	
危険箇所	有無	(危険箇所) あり ・ なし
		(ありの場合は、その内容を具体的に記入)
	表示の有無	表示あり ・ 表示なし (理由：)
	安全対策	

(裏面に続く)

過去の事故等の発生の有無	あり ・ なし
	(ありの場合は事故等の概要、その後の対応、対策等について具体的に記入)
事故発生時の対応	(事故発生時の対応について記入。事故発生時に備えて施設賠償責任保険やレクリエーション保険などに加入している場合は、写しを添付してください。)
土地建物の安全点検	1 定期的安全点検実施状況 (土地・建物)
	2 危険がある場合の危険回避のための措置の状況
付属設備の安全対策	(土地、建物等の付属設備に不具合が生じた場合の医事補修等の計画及び補修状況について、記入)
その他土地・建物等の管理	(定期的な清掃など当該事業が行われる土地、建物等の安全確保その他の適切な管理のために行っていることがある場合、その内容を記入)

備考

- 1 体験の機会のある場で行う事業（施設等管理を含む）における安全確保対策の状況について、具体的に記載する。
- 2 「安全管理体制の概要」は、責任者・スタッフ毎の役割分担や連絡体制、安全会議開催・研修受講状況、消防、医療機関など関係機関との連携状況など具体的に記載する。
- 3 安全管理に係る計画・マニュアル等を作成している場合は、写しを1部添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

従事者に関する事項

1	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	知識及び経験に関する説明（※1）	
	経験等の有無（※2）	指導方法（※3）
2	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	知識及び経験に関する説明（※1）	
	経験等の有無（※2）	指導方法（※3）
3	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	知識及び経験に関する説明（※1）	
	経験等の有無（※2）	指導方法（※3）
4	体験の機会の中で行う事業に従事する者の氏名	役割
	知識及び経験に関する説明（※1）	
	経験等の有無（※2）	指導方法（※3）

備考

- ※1 体験の機会の中で行う事業に係る経験や職歴を記載する。※2の分類の根拠がわかるように記載する。支援事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要。
- ※2 施行規則第8条第1号第1項第6号の「認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうか、以下の分類で記載する。
- ◎ 施行規則第8条第1項第6号に規定する者の場合
 - 施行規則第8条第1項第6号に規定する「これと同等以上の知識及び技能を有する者」に該当する場合
 - × ◎及び○以外の者の場合
- ※3 ※2が「×」の場合、施行規則第8条第1項第6号の「指導の下に適切に行われるもの」に相当する指導の方法を記載する。

同 意 書

年 月 日

(申請者氏名) 様

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場の名称及び所在地				
体験の機会の場で行う事業の内容				
体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲				
体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間	年	月	日から	月 日まで

氏名

事業実施者

住所

備考

- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

氏名

申請者

住所

私（当法人・団体）は、下記の事項について誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。
 - (1) 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体であること。
 - (2) 役員等（個人の場合は本人、法人その他の団体の場合は登記簿謄本等に記載されている全ての者）が、暴力団員であること、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用すること。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 2 仕入れや委託先の会社、事業所等が暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していることを知りながら、契約等の取引をすることはありません。
- 3 暴力団又は暴力団員からの不当な要求には決して応じません。また、不当な要求があった場合には、ただちに警察署へ通報等します。

事業実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

氏名
報告者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 4 第 1 項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 体験の機会の場の名称及び所在地	
2 認定を受けた期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 報告対象期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

添付書類

- ① 体験の機会の場で行う事業の実施状況
- ② 1 に係る収支状況
- ③ 前年度の事業計画書
- ④ その他事業に関する資料

備考

- 1 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

体験の機会のある場で行う事業の実施状況

(1) 前年度における認定に係る体験の機会のある場で行う事業の実施状況

体験の機会のある場の名称			
	事業名		
事業の実施状況(前年度)		実施時期	
		参加人数	
		場 所	
		事業の内容	
		実施時期	
		参加人数	
		場 所	
		事業の内容	
		実施時期	
		参加人数	
		場 所	
		事業の内容	
		実施時期	
		参加人数	
		場 所	
		事業の内容	
事業の成果等			
その他			

(2) (1)の事業に係る収支決算

【収入】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

【支出】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

備考

- 1 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 2 事業内容の分かる写真、パンフレット、チラシ等関係資料を添付すること。
- 3 収支決算についてはなるべく具体的に記述し、必要に応じて詳細の分かる資料を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定体験の機会の場合事故等報告書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

氏名

報告者

住所

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

体験の機会の名 称及び所在地	
事故等発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分頃
事故等発生場所	
事故等発生時の具 体的状況及び対応 の状況	
事故等の原因	
保険加入状況等	・保険の加入状況 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 未手続) <input type="checkbox"/> 無 ・損害賠償 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉
再発防止策等	
担当者	担当者名 : 電話 :
備 考	

備考

- 1 報告者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名 (法人その他の団体の場合にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人その他の団体の場合にあつては、その代表者) が署名することができる。
- 3 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。